

広島県告示第九百三十四号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和三年九月三十日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 地	特 定 農 業 用 ため 池 の 名 称
広島県呉市	吉田屋2号池外一箇所（別表一のとおり）
広島県東広島市	政広池外四五箇所（別表二のとおり）
広島県福山市	僧都池外四箇所（別表三のとおり）

別表一から別表三までは、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。